

令和 8 年度赤磐市公立保育施設
保育業務支援システム導入業務

仕様書

令和 8 年 9 月

岡山県 赤磐市

令和8年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務 仕様書

1. 業務名

令和8年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 目的

本業務は、当市の公立保育園及び認定こども園に保育業務支援システム（以下「本システム」という。）を導入し、保護者等利用者の利便性向上及び保育現場のデジタル化を推進するとともに、職員の事務負担及び定型的な業務の軽減を図り、保育業務に専念できる環境を整備することで、保育の質の向上及び保育サービスの充実を図ることを目的とする。

4. 委託業務範囲

本業務に係る業務範囲を以下のとおり定める。

（ア）システム構築及び導入

（イ）システム利用環境の整備

- ・システムの初期セットアップ
- ・利用端末等の購入及び初期設定
- ・その他、本業務の履行に必要と認められる設定

（ウ）各種操作マニュアル等、本業務の履行に必要な書類の作成及び提供

（エ）動作確認及び確認結果の提出

（オ）関係機関への届出・報告資料等の作成

※本業務に伴い、必要となる場合

（カ）システム運用及び保守

（キ）職員及び管理者向け操作研修の実施

（ク）その他、発注者より指示のある本業務の履行に必要な事項

5. 対象施設

本システムの利用想定施設は以下のとおりとする。

表 1_システム対象範囲(令和 8 年 4 月 1 日現在)

施設名	住所	園児数	定員数
赤坂ひまわりこども園	赤磐市町苅田 5 1 8	7 0 人 (保育部 6 6 人+幼稚部 4 人)	1 0 0 人 (保育部 9 0 人+幼稚部 1 0 人)
仁美保育園	赤磐市仁堀中 8 5 5	9 人	3 0 人
佐伯北保育園	赤磐市塩木 6 - 1	7 人	4 0 人
周匝保育園	赤磐市周匝 1 5 4 9	3 0 人	4 0 人

6. 成果品

本事業における動作環境、プログラムのほか、下記の成果品を納めるものとする。

表 2_成果品一覧

品目	内容	数量
導入計画書	導入に係る実施体制、スケジュール等	1 部 電子データ 1 式
システム構成図	システムの構成要素を記したもの	1 部 電子データ 1 式
各種マニュアル	委託者が管理機能を扱うためのマニュアル	5 部 電子データ 1 式
利用者用簡易チラシ	利用者への周知・啓発等で活用する簡易チラシ	データ 1 式
動作確認報告書	動作確認の結果について、確認内容及び結果を記載した書類	1 式
打ち合わせ記録簿	議事録	必要数
その他必要書類	その他必要書類	1 式

7. 業務要件

7.1 機能要件

本システムは、別紙「機能要件等一覧」に示す機能を有するとともに、以下に掲げる要件を満たすこと。

なお、機能要件等一覧に記載のない機能については、独自機能としての評価対象となるため、企画提案書に記載すること。

- (ア) すべての機能が一つのシステム内で利用可能であり、特定の別システムを利用することなく業務を実施できること。
- (イ) 保護者向けに、Android 及び iOS に対応したシステム専用のスマートフォン・タブレット用アプリケーションもしくは web アプリケーションを提供すること。また、保護者に対してプッシュ通知が可能であること。
- (ウ) 導入後において、職員数、在園児数等の増減に柔軟に対応できること。また、当該増減に伴い、追加のシステム利用料等が発生しないこと。
- (エ) 個人情報を利用端末側に保存せず、クラウド上で管理すること。ただし、システムから帳票等を利用端末へダウンロードした場合は、この限りでない。
- (オ) 指導計画、保育日誌その他本市が指定する帳票については、本市の様式をシステム上で再現できること。なお、本市の様式の再現が困難な場合は、本市と協議の上、運用に支障のない代替様式を提案すること。また、運用開始後に本市の様式変更等が生じた場合は、追加費用を要することなく対応できること。

7.2 非機能要件

安定した運用及び継続的なサービス提供を確保するため、次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) 本市と同等以上の公立園を有する市町村での導入・運用実績があるシステムであること。
- (イ) 法令改正、制度改正等に伴い必要となる機能改修について、継続的に対応できること。
- (ウ) システムは、利用者数及び登録データ量の増加に対応できる拡張性を有すること。
- (エ) システムは、年間を通じて安定したサービス提供が可能であり、保守等による計画停止を除き、継続して利用できること。
- (オ) システムの機能改善及びバージョンアップが継続的に提供されること。

7.3 調達機器類

本システムの利用に必要な機器は、受注者が調達するものとし、その調達予定機器は下表のとおりとする。なお、機器の設定、設置及び動作確認についても本業務に含むものとする。

表3_調達数

施設名 機器名	赤坂ひまわり こども園	仁美保育園	佐伯北保育園	周匝保育園
2in1 パソコン (職員用端末)	10	3	3	10
タブレット (登降園受付用)	2	1	1	1
二次元コードリーダー	2	1	1	1

表4_機器仕様

機器名	仕様
2 in 1 パソコン (職員用端末)	O S : Windows11Pro 64bit C P U : インテル® Pentium® Silver N6000 プロセッサ以上の性能 メ モ リ : 8GB 以上 ディスプレイ : 10.1 インチ以上、タッチパネル対応であること ス ト レ ー ジ : 128GB 以上 カ メ ラ : Web カメラを有すること インターフェース: USB Type-A×1 以上、USB Type-C×1 以上、マイク・ヘッドホン端子×1 以上 入 力 装 置 : 日本語キーボード、ポインティングデバイスを有すること 本 体 重 量 : 1.5kg 以下 (キーボードドック接続時) そ の 他 : タブレットとして使用可能なデタッチャブル型であること。 専用充電式アクティブ静電ペンを付属すること 参 考 製 品 : dynabook K70/HY (A6K2HYT8114A) (同等品可)
タブレット (登降園受付用)	O S : 提案するシステムが正常に動作する OS であること。 C P U : Apple A16 チップ又はこれと同等以上の性能を有すること。 ディスプレイ : 11 インチ以上 ス ト レ ー ジ : 128GB 以上 インターフェース: USB Type-C ポートを有すること。 通 信 機 能 : Wi-Fi 6(IEEE802.11ax)以上及び Bluetooth 5.3 以上に対応していること。 本 体 重 量 : 480g 以下 参 考 製 品 : Apple iPad 11 インチ Wi-Fi 128GB(MD3Y4J/A)(同等品可)
二次元コードリーダー	読 取 方 式 : CMOS イメージセンサー方式 読取コード: QR コードを含む 2 次元コード及び主要な 1 次元バーコードに対応すること 接 続 方 式 : USB(HID キーボードインターフェース) 対 応 O S : Windows 10 又は Windows 11 外 形 : 卓上据置型 参 考 製 品 : BUSICOM BC-NL3000U2-B(同等品可)

その他

同等品を提案する場合は、参考製品と同等以上の性能を有することを示す資料を添付の上、別紙「同等品申請書兼承認書」を令和 8 年 9 月 1 7 日までに提出し、承認を受けること。

2 in 1 パソコン及びタブレットは、ディスプレイに保護フィルムを貼付した状態で納品すること。また、落下等の衝撃から機器を保護できる耐衝撃性を有する保護ケース又は保護カバー等を付属すること。タブレット用保護ケースは、卓上での利用を想定し、自立可能なスタンド機能を有するものとする。

納品時には、使用に必要な付属品等を付属するとともに、正常に利用できる状態で納品すること。

提案するシステムの機能・仕様上、二次元コードリーダーを使用する必要がない場合は、納品を不要とする。

8. ネットワーク及び接続環境

安定した利用及び安全な通信を確保するため、次に掲げるネットワーク及び接続環境に関する要件を満たすこと。

- (ア) 本システムは、保育所及び所管課並びに保護者がインターネットを經由して利用できるクラウド型システムであること。
- (イ) 保育所及び所管課向け機能は、光回線等の固定インターネット回線及びモバイルルーター（ポケット Wi-Fi 等）を利用したインターネット接続環境から利用できること。また、仮想ブラウザ環境からも支障なく利用できること。
なお、利用する回線種別又はアクセス環境（通常の Web ブラウザ及び仮想ブラウザ）による機能制限がないこと。
- (ウ) (イ) の機能は、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
- (エ) 保護者向け機能は、スマートフォンアプリケーション又は Web ブラウザのいずれかの方法に対応すること。
- (オ) システム接続に必要な回線整備、ネットワーク機器及び無線アクセスポイント等の設置・設定は、本業務の対象外とする。

9. 個人情報保護及びセキュリティ

個人情報の適切な保護及び情報セキュリティを確保するため、次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) IDS（侵入検知システム）、IPS（不正侵入防止システム）、WAF（Web Application Firewall）等により、不正アクセス対策を適切に実施すること。
- (イ) システム内で管理する個人情報その他の重要なデータは、データベース等において暗号化し、適切に保護すること。
- (ウ) 利用者端末とシステム間の通信は、SSL/TLS 等による暗号化を行うこと。
- (エ) システムへのアクセス制御機能を有すること（IP アドレスによるアクセス制御機能を有することが望ましい）。
- (オ) サーバ環境（OS、ミドルウェア等）は適切に保守・更新され、セキュリティパッチを適用するなど、安全な状態を維持すること。

- (カ) システムで管理するデータは定期的にバックアップを取得するとともに、障害発生時には速やかに復旧できる体制を有すること。
- (キ) システム及びデータを管理・運用するデータセンターは日本国内に設置され、日本データセンター協会（JDCC）のティア 3 相当以上の信頼性を有すること。
- (ク) その他、有効なセキュリティ対策について提案すること。

1 0. 安定稼働に関する要件

安定的かつ継続的に運用するため、次に掲げる要件を満たすこと。

1 0. 1 運用要件

- (ア) 本システムの運用時間は原則として 24 時間 365 日の常時利用を可能とすること。
- (イ) 保護者及び職員向けのヘルプデスクを設置すること。
- (ウ) 職員向けのヘルプデスクは、電話での問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また、本システムによる問い合わせフォームまたは電子メールによる問い合わせにも対応すること。
- (エ) 保護者向けヘルプデスクは、本システムによる専用問い合わせフォームを使用しての問い合わせを基本とし、24 時間受付可能であること。
- (オ) システムのバージョンアップ、機能改善、法令改正等に伴う改修及びメンテナンスに要する費用は、本契約に含むものとする。
- (カ) ユーザ ID 及びパスワードによる認証機能を有すること。また、職員ごとに利用権限を設定でき、権限に応じて画面表示、利用可能な機能及びデータへのアクセスを制御すること。
- (キ) システムの計画停止を行う場合は、事前に本市へ通知するとともに、業務への影響を最小限とするよう実施すること。

1 0. 2 保守要件

- (ア) システムで管理するデータが消失しないよう、定期的にバックアップを実施すること。
- (イ) バックアップデータは、稼働中の本システム及びデータを同時に破損しないよう対策を講じること。
- (ウ) クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった場合、本システムを問題なく稼働させることができるよう随時対応すること。

1 0. 3 障害対応要件

- (ア) 故障又は障害発生時における受付、原因の切り分け、対応、復旧等に係る連絡体制及び対応フローをあらかじめ本市へ提示すること。
- (イ) システムで管理するデータは、原則として日次で利用時間外にバックアップを取得すること。また、バックアップデータは 7 世代以上保持し、バックアップ方法及び取得時期について事前に本市へ提示すること。

- (ウ) 障害発生時は、障害情報の収集、原因調査、データの整合性確認、データ復旧等の必要な対応を実施し、本市と協議の上、必要に応じてバックアップデータを用いて速やかに復旧すること。
- (エ) 障害の発生及び復旧後は、障害の原因、影響範囲、対応内容及び再発防止策を取りまとめた報告書を本市へ提出すること。

1 1. 構築作業要件

受注者は本システムの構築作業にあたり、以下の要件を満たすこと。

- (ア) システム構築及び機器の納品は、令和9年1月末までに完了すること。なお、令和9年2月1日から令和9年3月31日までを試験運用期間とし、令和9年4月1日から本格運用を開始できるよう構築及び各種設定を完了すること。試験運用期間中は、職員及び保護者が本システムの操作及び運用方法を習得できるよう必要な支援を行うこと。
- (イ) 受注者は、納品前に本システム及び調達機器について必要な動作確認を実施し、その結果を取りまとめた動作確認報告書を提出すること。
- (ウ) 受注者は、本業務の実施に当たり、情報セキュリティに関する責任者を配置し、適切な情報セキュリティ管理体制を確保するとともに、個人情報の適正な管理を行うこと。

1 2. 本業務に係る費用の算定方法について

本業務費用には、システムの導入、設定、公開及び運用開始までに必要な一切の費用並びに納品物に係る費用を含めること。

1 3. 検査及び検収

本業務に係る検査及び検収は、次のとおり実施するものとする。

(ア) 搬入検査

材料及び機器類の搬入時に実施する。

(イ) 完成検査

整備完了後、当市の指定する日に当市の検査員が実施する。

(ウ) 検収

検収には当市の監督員及び検査員が立ち会うものとし、その検査合格をもってシステム及び調達機器の検収とする。なお、検査に必要となる計測器等は無償で準備するものとする。

1 4. 留意事項

- (ア)本仕様書に示す機能等は、主要事項を記載したものであり、明記されていない事項であっても、本業務の目的を達成するうえで必要かつ合理的と認められる機能・対応については、当該仕様に含まれているものとみなす。
- (イ)受注者は、本業務で知り得た市の機密事項、稼働中の他のシステムの情報について、第三者に漏らしてはならない（履行終了後・契約解除後においても同様とする。）。市が提供する資料については、原則、貸与品とし、特に指示がない場合は、運用開始日までに返却すること。また、市の許可なく当該資料を複写し、又は第三者に提供してはならない。
- (ウ)受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により当市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (エ)本システムの運用開始日から起算して1年以内に瑕疵等が発見された場合は、受注者の責任において無償で修補その他必要な措置を講じること。なお、運用開始後1年を経過した場合であっても、受注者の故意又は重大な過失に起因するものについては、この限りでない。
- (オ)受注者は、本業務において特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となる材料又は履行方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (カ)本仕様書に記載された事項の実現に要する費用は、特段の定めがない限り、すべてプロポーザルにおける提案額に含めること。

1 5. 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、これを定めるものとする。

1 6. 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344
赤磐市 保健福祉部 子育て支援課
TEL: 086-955-2635
FAX: 086-955-1118
E-mail: kosodate@city.akaiwa.lg.jp